

# 大阪府暴力団排除条例改正について

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
弁護士法人かなめ  
弁護士 前田 敏洋

## 1 はじめに

大阪府では、平成23年4月1日に大阪府暴力団排除条例（以下、「大阪府暴排条例」といいます。）を施行し、社会全体での暴力団の排除を推進してきました。そして、この度、大阪府暴排条例が改正され、令和3年11月22日に施行されることとなりました。

本コラムでは、昨年改正された大阪府暴排条例の改正点について説明いたします。

## 2 大阪府暴力団排除条例の改正点について

### (1) 暴力団事務所開設等禁止区域の拡大（第18条第2項）

本改正前まで、大阪府においては、学校等の保護対象施設から200メートル以内の区域において暴力団事務所の開設及び運営が禁止されていました。本改正によって、これらに加え、住居系用途地域、商業系用途地域、工業系用途地域（但し工業専用地域は除外）について、いずれの地域でも新たな暴力団事務所の開設及び運営が禁止されることになりました（既存の暴力団事務所については適用はありません）。

本件の暴力団事務所の開設及び運営の禁止の目的については、大阪府暴力団排除条例第1条に規定されているとおり、「社会全体で暴力団の排除を推進し、もって府民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする」ものであり、本規制が第四章「青少年の健全な育成を図るための措置」に規定されている以上、青少年の健全育成に不当な影響を与えることを防止することを主眼とするものと認められます。

新たに追加された地域では、青少年が通う学校や児童施設、公民館、図書館が存在し、住宅も地域を問わず存在しています。さらに、青少年自体はこれらの地域に実在し、活動しているところ、これらの地域に暴力団事務所が実在する場合には、青少年に身近に暴力団の存在を感じさせることとなるため、青少年の健全育成に不当な影響を与えるものと認められますし、また、昨今の状況

から暴力団同士の抗争の対象ともなり得るものであって、府民の生活の安全と平穏も脅かすものと認められます。このように、当該地域が青少年の活動範囲となっている実態がある以上、当該規制の必要性は高いと思料されます。

本改正によって、大阪府下の総面積の47.3%が規制対象地域になり、後述のとおり、規制に違反した場合には最終的には罰則もあり得ることから、より一層暴力団排除の推進が可能になるものと考えられます。

#### (2) 立入検査等規定の新設（第22条）

本改正により追加された各用途地域内に新たな暴力団事務所が開設又は運営されているおそれがある場合、警察職員により違反行為者等に対して、文書等による説明や資料提出を要求したり、その建物に立入り、物件の検査等ができるようになりました。当該規定に違反し、虚偽の説明、立入検査の拒否等をした者は、20万円以下の罰金が科せられます（第28条）。

本改正において認められる立入検査の規定は、例えばいわゆる風営法第37条・第53条のように、警察職員が法律の施行に必要な限度において一定の施設に立ち入ることを定める規定のように、他の法令においても認められています。

#### (3) 中止命令既定の新設（第25条）

本改正により、追加された各用途地域内に新たな暴力団事務所が開設又は運営された場合、中止を命ずることができるようになりました。

当該中止命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に科せられることとなります（第27条第2号）。

#### (4) 両罰規定の新設（第29条）

本改正により、第27条、第28条の違反行為をした場合、行為者への罰則のみならず、違反者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者の場合には、法人又は人に対しても罰金刑を科するといういわゆる両罰規定が設けられた。

この点、暴力団事務所は暴力団組織の活動拠点であるところ、行為者による暴力団事務所の開設又は運営という違法行為は、行為者のほか、活動の主体となる法人又は人に対して帰責する必要性が高いと考えられます。

### 3 まとめ

以上のとおり、大阪府においては、大阪府暴排条例改正によって、暴力団事務

所の開設及び運営を規制することで、より一層暴力団排除を推進しています。大阪府暴排条例に反する可能性のある暴力団事務所を認識しましたら、大阪府、大阪府暴力追放推進センター、大阪弁護士会等、適切な機関にご相談ください。

以 上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載